

あっせん・調停について

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（中高層条例）】による「あっせん」と「調停」

話し合いが行き詰まる、冷静な話し合いができない、話し合いをしても妥協点が見いだせないという場合に、話し合って紛争を解決したいという意味があることが前提で利用できる市の制度です。着工までに双方からの申し込みが必要です。

対象

○ 近隣関係者等・・・中高層条例第2条第2項に該当する住民

(詳しくは【① 中高層条例(あらまし)】をご覧ください)

○ 建築主・工事施工者

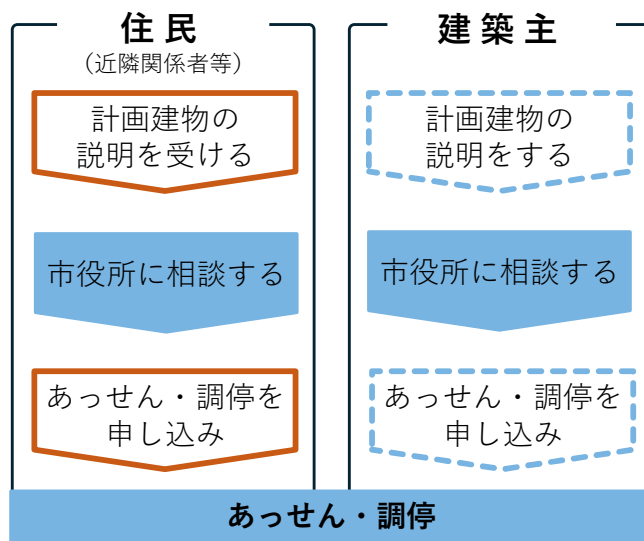
申込方法

- 双方からの申し込みが必要です
- 申出書(第7号様式)を市に提出してください
(申出書は名古屋市中高層条例のホームページにあります)

受付時期

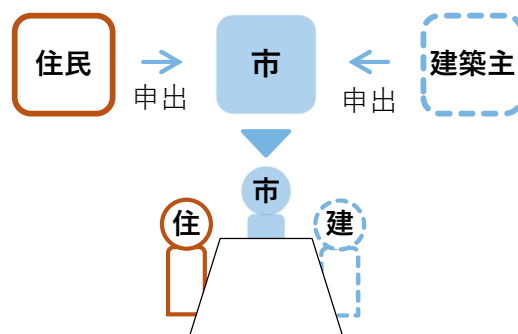
- 計画建築物の着工までに申し込み

手続きの流れ



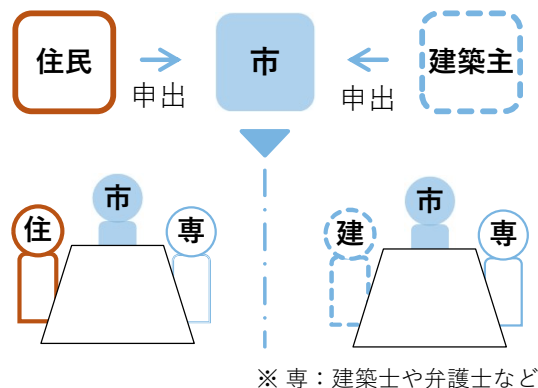
● あっせん

市職員の立ち会いのもとで話し合いをすることができます。市は中立の立場で問題点の整理や助言などを行い、話し合いを促して解決をめざします。



● 調停

市の付属機関である「調停委員会」に付託し、**建築の専門家や弁護士**などの建築紛争調停委員が、双方の意見を聞いて専門的かつ公平な立場から妥協点の案として調停案を作成して、和解をめざします。



名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 建築相談担当

TEL (052) 972-2919・2920

電子メール a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

条例・様式・解説等は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/jourei/1034913/1007944/1044398.html> (ページID: 1044398)